

みどりの風景が繋ぐ地域とのかかわり 人がかかわる世田谷のみどりの保全と風景づくり

The Green Landscape that Fosters the Ties to the Neighborhood Community.
The People's Engagement to the Green Conservation and the Landscape Creation in Setagaya.

キーワード：『世田谷』『みどり 33』『風景』『保全』

【要旨】

世田谷区は、農地や屋敷林、雑木林など、人々が暮らしの営みの中で守り育ててきたみどりの風景が今も引き継がれている。しかし、住宅地としての発展と裏腹にみどりは減少し、著しい環境の変化もあり、みどりの保全や創出の推進は厳しい状況となっている。一方で、区が目指す将来像には、一貫してみどり豊かな生活環境の実現を掲げており、様々な施策を講じている。規制や誘導策のみならず、人がかかわり引き継いでいく事の重要性を早くから指摘し、仕組みとして取り組んできている。

みどりとは、樹木や樹林地だけでなく、それらを取り巻く総合的な環境を指し、みどりの風景づくりとは、みどりに人がかかわり、広げ、引き継いでいく活動を指している。

「世田谷みどり 33」は、みどりの風景という世田谷のアイデンティティを将来に繋いでいく活動であり、今一度その歩みを振り返りながら、考え、行動する機会にしてほしい。

高木 加津子

TAKAGI, Katsuko

(一般財団法人世田谷トラストまちづくり 理事長)

「みどり豊かな住宅地」。このフレーズは、世田谷を代表するイメージとして使われ、定着している。

世田谷区では「世田谷みどり 33」を将来の目標として掲げ、みどり率 33%、そして区民がみどりが豊かだと感じる割合 33%の達成を目指している。

この 33%にはどんな意味があるのだろうか。

国土交通省（当時の建設省）が、緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本的な方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図るために策定した「緑の政策大綱（平成 6 年（1994 年））」に、その根拠となる数値を見つけることができる。

この中にある基本目標と施策の総合的展開の項目において、「21 世紀初頭を目途とし道路、河川、公園等の緑の公的空間量を 3 倍、所管の公共施設等の高木本数を 3 倍にすることを基本目標とする。これに加えて民有地緑地について風致地区制度等の施策を講ずることにより、市街地における緑地の占める割合を 3 割以上確保し、緑豊かな生活環境の実現を図

る。」としている。市街地においては、みどり豊かな生活環境を享受できる目安として、みどりの占める割合、量として3割、30%以上が必要であることがここで示されている。

国が目標とする30%より豊かな環境づくりを目ざして、世田谷区は、みどり率33%を目標数値としているのである。

ただし、「緑の政策大綱」では緑の量の確保や本数を3倍に増やすことが掲げられているが、緑地の確保、樹木の植樹など増やす努力をしても、その後の適正な維持管理がなければ、良好な状況を維持することができない。「確保し、そして維持保全していく」という行動目標が含まれているはずである。

近年話題になっている、大径木の伐採や倒木。その原因は、都市における樹木の植栽環境、例えばアスファルトに囲まれ根が十分に張れないこと、雨水の流入も少ないこと、土も少なく保水力が低下していることなどに加え、近年の夏の酷暑や急激なゲリラ豪雨といった、厳しい生育環境が原因と考えられる。このような環境下では、樹種や環境にあった剪定などの管理がより一層求められる状況となっている。

樹木管理について、無剪定、自然樹形が良しとされてきた時期もあったが、過酷な都市環境の中では、外見からは分からない内部の腐食や空洞化、病気の進行も多く、それらが原因となる突然の倒木の発生などを防がなければならない。そのためには、日頃から樹木の状況を観察し、日常の管理のみならず、状況に応じて専門家の診断を行い、危険を回避しつつ、みどりを保全する為の適切な対応につなげる維持管理が重要なのである。

つまり、みどり豊かな生活環境の実現には、まずは樹木を植えることがスタートではあるが、その後もみどりに意識を向け、大切にし、維持管理するなど、人がかわり、手入れを続けなければならない。みどりは“人の手”が加わらなければ、それを良好な状態で維持していく事はできない。

世田谷では、暮らしの営みの中で人々が大切にしてきた環境や風景が存在しているが、それらは農地や屋敷林、雑木林などの目に見える形としてのみどりと、そのみどりを守り育ててきた人々の意識や行動によるものであり、双方が引き継がれてきたことが「みどり豊かな住宅都市」のイメージにつながったのだと考えられる。

では、どのような経過の中で定着してきたのか、そのきっかけはどこにあるのだろうか。

1968年（昭和43年）10月に発行された「世田谷区の将来（概要版）」を偶然手に入れた。この計画は、「緑の文化都市の建設」を目標として、公共施設の整備を図るために作成されたものであり、土地利用計画や交通計画などが記載されている。

冒頭の概要の中で、「住民の生活程度の高い良好な住宅地という世田谷の性格は、地理的環境その他から今後も変わらないと考えられるので、本計画では、今後の区をいかにしてより良好な住宅地として整備発展させていくかを考えなければならない」としている。また、計画の前提においても「これからの都市整備には、市街地再開発事業等において住民が直接その事業を行うことが大いに期待されるなど、公私協業が叫ばれている折からもこの点は

重要である。」としている。

世田谷区を、区民が生活する場、住宅都市世田谷として継続的に発展させるため、緑をキーワードとした土地利用、公共施設整備の考え方を計画の前提として明示しつつも、計画の実現には、区民主体、理解協力や積極的な参加が必要としているのである。

現在も、区政の中心的な考え方に据えられている“みどり”、“区民参加や協働”がこの時代からなぜあったのか、まずは紐解いてみたい。

1. 世田谷の今を形づくった背景

1.1 世田谷の生い立ち

世田谷は江戸近郊の農村地帯として発達してきた歴史がある。物資の流通技術、スピードが現在とは比較にならなかった時代は、人の暮らしは、食料の調達が可能で場所が近くにあることが必要だった。世田谷は台地状の土地であったため、水田としての耕作は限られており、ほとんどは畑作中心の農業がおこなわれてきた。人口が集中していた江戸市中は大消費地であり、世田谷は市中に様々な穀物、野菜を供給する近郊農村としての性格を有し、それ以降の時代も畑作を中心とする農業が行われ、農地が広がる風景が広がっていた。

その後、明治の終わりから昭和の初期にかけて、次々と鉄道の建設が進んでいった。多摩川電車（現在の田園都市線）の開通、京王電車（現在の京王線）、小田急線、井の頭線などが開通し、都心への交通手段が確保されたことで、沿線には住宅地が開発され、人口が流入することとなる。

また、関東大震災（1923 年（大正 12 年））後には、被災した多くの方々が住まいを求めて移動してきたことによる、人口の急増。更に、第 2 次世界大戦後においても、東京への人口集中が進み、世田谷の人口は増加の一途をたどっていった。都営住宅、団地などの大規模な集合住宅が建設されたことも、人口増の要因である。

このような経過による人口流入により、住宅地は拡大し続け、住宅都市としての骨格が出来上がっていった。一方で、それまでは農地や草地、樹林であった場所に住宅が次々と建設され住宅地化が進んだことにより、みどりは点在化し減少していくこととなった。

1.2 基本計画（1979 年（昭和 54 年））で世田谷が目指した姿、将来像

区政のスタートとなる大きな出来事は、1975 年（昭和 50 年）に行われた区長公選である。

それまでは東京都の内部的団体であった世田谷区だが、1974 年（昭和 49 年）に区の代表である区長を区民自ら選ぶ、区長公選制度が導入されることとなった。区民の信託を得て選ばれる区長は、世田谷区民のために進む道を考え、計画し、実行するという使命が一層明確になり、自ずと隣接する目黒区、杉並区とは違う“世田谷”をより深く考察した政策、事業運営がスタートする契機となった。



出典) 世田谷区基本計画（1979（昭和 54）4 月），表紙

図 1 世田谷区基本計画 福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷

1.2.1 みどり喪失への危機感

当時策定された「世田谷区基本計画(1979～1988 年（昭和 54 年～63 年）)」では、世田谷の歴史、生い立ち、現状を踏まえたうえで、これからの都市像を明確に打ち出している。

この基本計画によると、そのタイトルを「福祉社会をめざすヒューマン都市実現のために」として、当時の大場啓二区長は、冒頭にこう記している。

「世田谷区には大規模公園、山の手の代表的な住宅街、大学キャンパスなどが散在していることから、緑に恵まれた文化都市としての印象が一般化している。だが、現実の姿は、区民一人あたりの都市公園面積は東京都の設定した水準にはるかに及ばないし、「世田谷の緑」をかろうじて支えている自然樹林、宅地内樹木、農地などは、絶えず住宅のバラ建ち、宅地の細分化による喪失の危険にさらされている。」と、強い危機感を表している。

また、計画の柱は次の 2 点だとしている。「第 1 点は、区民の生活にかかわる環境をいかにして守り改善してゆくかという、暮らしの環境を整えることである。第 2 点は、あらゆる区民が安定し充実した社会生活を営むことができるという、暮らしの条件を確立することである。」

このように、当時の行政の中では、「世田谷の緑」の喪失に対して相当な危機感を持ち、タイトルに掲げたヒューマン都市の実現を掲げ、区民の生活環境を最優先に整えていく事を掲げたのである。

1.2.2 区民主体のまちを築く

この計画の中で記載されている「基本構想策定にあたって」においても大場区長は「この基本構想は、区民主体の世田谷のまちを築き上げるための、区政の長期的な基本的指針です。」とし、「区民参加とは、区民が主権者としての自覚に立ち、権利と責任をもって区政に参加することを意味します。これによって区政への最終権限と責任をになう区長ならびに

区議会の職責が、一層効果的に遂行できることが期待されるのです。」と区民参加の意義も示している。行政が主体となり施策事業を進めていく事が地方自治体の主流のやり方であったと考えられるが、ここに区民参加により区政を進めるという考えを明記したことは、大変意義があったと考える。

この区民参加については、以降の区政においても引き継がれており、現在の基本計画（2024～2031 年（令和 6～13 年））の中でも、計画の土台となる考え方の一つとして「参加と協働を基盤とする」ことを掲げている。

計画の中で、基本となる考え方を明確にすることは重要な事であり、このことにより、様々な施策事業はこれをよりどころとして、考え、進められる事になる。特に、区政における区民参加が、区民の権利と責任の上に成り立ち、基礎的自治体としての区政運営の根幹となることが基本計画に示されたことは、施策事業を進める職員にとって、強いメッセージとして伝わり、行政運営の姿勢として定着したのではないだろうか。

特に、みどりや公園緑地、街づくり関連の事業分野において、区民参加と協働は、事業を進めるうえの基本である。区では現在、この都市整備の分野に限らず、区民参加と協働は、様々な分野の多くの区職員の DNA として受け継がれ、施策を支えていることを実感している。

1.2.3 世田谷の将来像

課題意識や基本的な考え方を確認したが、世田谷区基本計画(1979～1988 年（昭和 54 年～63 年）)における、将来像の記述では「世田谷区は、東京 23 区内最大の面積と人口を擁する居住都市である。もともとは緑と水に囲まれた田園地帯であったが、その美しい自然が人をひきつけ、早くから首都東京の良好なベッドタウンとしてひらけた。こうした歴史的な発展経過を通じてつくられた居住都市としての基本的な条件に加えて、今後更に文化の香りの高いまちへの発展が強く望まれる。」としたうえで、あるべき将来像の一つとして「美しいみどりにおおわれた安全でゆたかな生活環境のまち」を掲げ、そこでは「世田谷区は、美しい緑と川にめぐまれ、安全で健康な生活をいとなめるまちを目ざす。地区特性に応じた自然の保全・回復・創出をはかり、様々な公害、交通事故、災害等に対して十分な予防措置を講ずることにより、大都市の住宅地としてふさわしい居住環境を整備する。」としている。

これは、先に記した「世田谷区の将来（概要版）（1968 年（昭和 43 年）発行）」における目標「緑の文化都市の建設」にも掲げられている将来像とも一致し、世田谷区が普遍的に取り組んでいくべきテーマとして掲げ、引き継がれてきていることは、誰もが感じているところである。

世田谷区は、自然の保全・回復・創出、みどりに恵まれた生活環境の中での暮らしを理想であるとし、この姿を実現するために様々な取り組みを進めてきている。

1.2.4 理想像の実現の為に（みどり分野において）

みどりの分野では、1977 年（昭和 52 年）「自然的環境の保護及び回復に関する条例（以下、自然保護条例）」の制定、1981 年（昭和 56 年）「みどりの課」の設置、そして 1984 年（昭和 59 年）には「世田谷区自然保護環境保全計画」が策定されている。

国や東京都という広域的な行政運営では、区域全体を見渡し、課題抽出や事業の組み立てはその平均値を対象に行われることになる。母数が大きくなるほど、平均値から外れる対象は多くなる。北の地域と南の地域、都市部と地方部では、その状況は全く違うものであり、問題・課題は全く違うものになることは容易に想像できる。地方自治体に求められるものは、地域の実態に即し、タイムリーに行政運営を行う事である。

世田谷において理想とする将来像を掲げ実現する為には、世田谷という地域に特化し必要となる条例による規制や誘導に加え、それを実現するための組織による計画的な取り組みの推進が鍵となる。当時の行政においては、将来像の実現の為に、基盤となる条例の策定、事業を進める組織づくり、その上で具体的な事業を推進するという作業が、計画的に行われてきたことがわかる。

現在、「みどりの課」は、公園緑地部門も加えた「みどり 33 推進担当部」内の「みどり政策課」に、「自然保護条例」は、みどりの創出についての内容も加え「みどりの基本条例」として改定され、またこの条例にも位置づけられている「みどりの基本計画」も都度改定しながら、みどり施策を牽引している。世田谷区では、専門の担当部組織を持ち、職員、特に造園技術職員も多く配属されており、みどり・公園など様々な施策・事業を総合的に行いながら、区のみどりを支えている。

2. 世田谷のみどりの風景

2.1 「みどり」とは何か

これまで「みどり」という言葉を使ってきたが、この言葉に世田谷区は「みどりの基本条例」第 2 条において区独自の定義を行っている。「みどり」とは「樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境をいう。」としている。

世田谷の歴史をたどってみると、前述したように、その原風景といわれるものは、農地や屋敷林を中心とした暮らしと共にあるみどりの風景であり、これらの保全是区としての命題であった。樹木や草木、植物など直接に連想される緑という物質だけでなく、それらを取り巻く環境としての、水辺や動物生息地や水、地下水まで含んだ総合的な環境が、世田谷区民が連想するみどりなのである。

みどりの基本条例は、自然保護条例を 2005 年（平成 17 年）3 月に全面的にリニューアルして生まれた条例であり、自然的環境の保護、回復だけでなく、みどりの創出も共に進める

ために改正作業を実施したものである。当時、条例改正を担当する機会を得た。その際には、条例が扱うみどりという言葉の範囲、その定義について、相当な議論を行った記憶がある。区民が想像するみどりというものは何なのかということから、かなり広範囲なみどりを条例の対象とすることに対しての懸念、それらに対する具体的な施策事業の検討など、担当部署のみならず、法規としてのありようなど、様々な角度からの意見を日夜交わし検討した経過を経て、この条例の全面改正を行った。

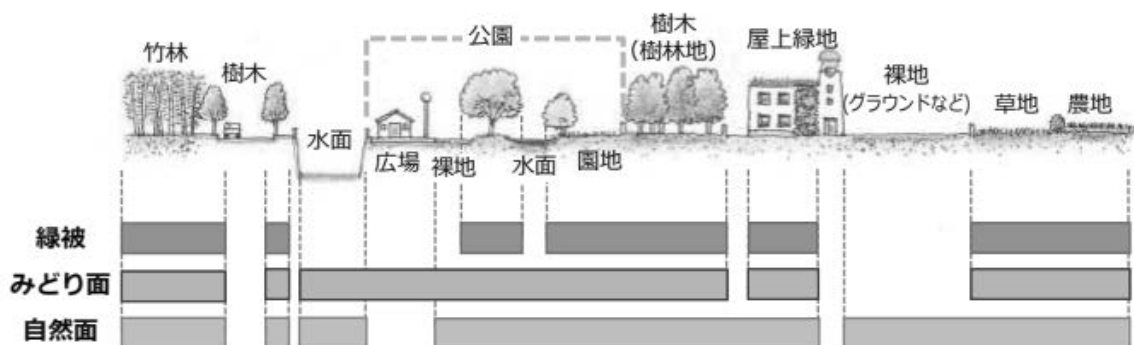
新たな条例は、これまでの自然的環境の保全の観点からの考え方と、施策事業としての保存樹や特別保護区などの事業を継承しつつ、新たにみどりの創出策としての建築行為の際の緑化基準の規定などを盛り込むこととなった。これまでの自然保護条例の範囲を超え、現在のみどり施策の基礎となる総合的な条例は、当初、一部を書き加えるものと考えていたが、みどりを再定義し、創出という新たな方向性を加えたことで、結果、全面的な改正をすることとなった。当時の議会のやり取りを検索すると、みどりの保全、創出を総合的に進めるべきという意見と共に、自然保護行政の後退について懸念する旨の発言も記録されている。

施策を進めていくためには状況の把握とそれを評価することが必要不可欠である。基本情報となる条例改正の直前、2001年（平成13年）の「みどりの資源調査」によれば、緑被率は20.45%、この調査から新たに項目として加えられたみどり率は21.41%となっている。緑被率については、1973年（昭和48年）の33.9%から13.45%の減少となっており、右肩下がりの減少傾向は続いていた。この調査結果を受け、みどり豊かな生活環境の実現のためには、減少傾向を食い止めるだけでは不十分であり、みどりを着実に創出する新たな仕組みが必要だとする方向性が確認され、条例検討における大きな課題となっていた。

また、条例改正前年の2004年（平成16年）、国では、都市緑地保全法が都市緑地法となる改正がなされていた。都市緑地法の第1条の目的には「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。」とある。この新しい法律にあるように、当時の都市環境においては緑地を保全するだけでなく、新たに創出していくこと、みどり施策の総合的な推進を図ることが必要であるとされ、区においても、国の方向性、考え方を受けた形で、自然保護条例の全面改正、新条例の制定を行う契機ともなったのである。

参考までに、緑被率とは、樹木や草などにより緑地が地表面を覆う面積の割合であるのに対して、みどり率は、東京都において新たに打ち出された考えで、みどりを享受できる環境を総合的にとらえるもので、緑被地に加え、水辺や公園内の緑地以外の部分も対象面積としている。

■緑被・みどり面・自然面^(注)のとりえ方



注：自然面…建築物などの人工物に被われていない土地

出典) 世田谷区みどりの基本計画 (2018 (平成 30) 年 4 月), p. 4

図2 緑被率とみどり率の対象地

更に、この条例改正の際には、もう一つの視点があった。多摩川の東側に連なる国分寺崖線のみどりの風景にも焦点を当て保全していこうという動きである。国分寺崖線とは、立川から世田谷を経て大田区までの長さ約 20 km にもなる、多摩川が武蔵野台地を侵食してできた崖の連なりである。崖地であり、宅地開発のしにくさからまとまった緑地が残ってきた場所である。しかし、建築技術の向上などによりこの緑地が虫食い状に開発され、緑地であった斜面が階段状の建物で覆われてしまい、自然環境や景色が失われてしまう例が出てきた。しかも、国分寺崖線にある土地は、ほとんどが民有地であった。そこで、貴重な緑地の連なりである国分寺崖線を「みどりの生命線」と位置づけて、何らかの対策により保全していく必要があるという議論が交わされるようになっていた。

そこで、2004 年 (平成 16 年) には国分寺崖線保全整備方針を策定し、国分寺崖線及び周辺地区において、緑の創出、建築行為のルール化、風景づくりの誘導の 3 つの方向を示し、条例の改正や新条例の制定を行うこととしたのである。

「みどりの基本条例」では、国分寺崖線周辺を国分寺崖線保全重点地区として指定し、他の地域より厳しくみどりの保全、創出を進めるために、建築行為における緑化率の割り増しを定めることとした。また新たな「国分寺崖線基本条例」では、斜面を覆う階段状の建築物を制限するために、建築物の構造の制限(建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は 6 メートル以下とする)を行い建物のボリュームの制限を、「斜面地等における建築物制限に関する条例」では、斜面地建築物及び地階に住戸を有する建築物の構造に関する制限などにより建物の階数の制限を行っている。また、「風景づくり条例」では、建物の形態や意匠、色彩を制限し、周囲の風景にあった建築行為となるよう求め、これらにより、みどりの空間、

風景の保全を図ることにしたのである。

このように、世田谷の地形の特徴や生活の中で育まれてきたみどりの風景を次世代に繋いでいくために、緑化基準の強化や建築物の制限、風景の誘導など総合的な取り組みを検討し、実施、推進してきている。

2.2 「風景」とは何か

世田谷では、「風景」という言葉にも、意味を持たせている。

世田谷区の風景づくり条例の前文には、風景の定義が書かれており「「風景」とは、風土と文化や歴史の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものです。それゆえ風景はそこに生活する人々のまちへの愛着を深め、地域の個性や価値観を形成するものであり、そこに生活する人々の貴重な共有の財産です。」としている。

この条例は 1999 年（平成 11 年）に制定されているが、それ以前、1980 年（昭和 55 年）に有識者による都市美委員会が発足された際に、すでに魅力ある風景づくりについての議論がされている。この委員会は、世田谷区基本計画（1979～1988 年（昭和 54 年～63 年））において掲げた文化の香りの高いまちへの発展に向けて、公共施設が先導するデザインの質の向上や、美しい街の景観形成のための「生活と文化の軸基本計画」の策定に向けた検討を進めていた。

この委員会の中で、「魅力ある風景づくり」のためには「風景は地形・自然、歴史・文化、生活により形成されるものであり、区民や事業者など風景の形成にかかわる主体と区との創意工夫、日々の活動により形成され維持されるものであること（ただ、表層の整備を行えばよいのではないこと。また、規制・誘導のみに頼るものではないということ。）」を確認している。

一般的には、景観法に代表されるように「景観」という言葉が使われているが、世田谷区では、この委員会の経過を経て「風景」という言葉にこだわり続けている。目に見える表面に現れたものが景観であるとすれば、風景とはそこに人の営みが感じられるものであり、世田谷区の歴史や文化が形づくってきたこの風景を次世代に引き継いでいこうとしてきた取り組みが、現在の風景づくり計画にもつながっているのである。

3. みどりの風景づくり

3.1 地域風景資産

風景づくり条例の中には、区民主体の風景づくりを進める仕組みとして地域風景資産の選定が位置付けられている。この取り組みは、大切にしたい風景を、区民が守り、育んでいく活動を選定し、地域に広げていこうというもので、風景づくり活動を広げていくことで、地域で特徴ある風景を育て、世田谷全体に広げていくことを意図している。

選定の過程に特徴があり、まずは、区民が大切にしたい風景を候補として推薦し、その後、パネル展示やまち歩き、公開作業などの過程の中で、他の推薦人や区民サポーターと交流し、風景づくりのアイデアを考え、プランを作成する。その後、区民、専門家、区職員からなる選定人による現地確認やヒアリングを経て、公開審査会により選定結果が発表される。その選定条件は、①風景としての価値がある、②地域の共感・共有がある、③風景づくりにつながるアイデアがある、④コミュニティづくりにつながる可能性がある、の4つである。

身近にある風景の価値を考え、地域に広げ、より良くしていく為に工夫し、仲間の共感を得て、活動につなげていくというもので、地域の風景を守り、育て、つくるという風景づくりを実践する取り組みとして、過去3回の選定が行われている。

第1回目の選定は、2002年（平成14年）に行われ、36か所の地域風景資産が選定されている。第2回目は2006年（平成18年）、30か所の選定。第3回目は2012年（平成24年）に行われて20カ所が選定された。

第3回目の選定の際に、実質1年半もの歳月をかけ準備し選定する過程の中で、実際の選定作業の1年間、都市デザイン課長としてこの業務に携わることができた。様々なイベントやまち歩きイベントなどを通して、地域の風景について考え、意見を交わし、守り育てる活動として形にしていくことは大変な作業ではあったが、改めて世田谷を知る貴重な機会であった。区の担当職員のみならず、地域風景資産選定にかかわった区民の方々にとっても、意義深い機会であったはずである。

単に、目に見える風景の保存のみを目的とはしない地域風景資産の選定ではあるが、開発を防ぐために場所の保存のみを最終目的とした応募もあった。しかし、選定にあたっては、所有者の賛同が得られていることが条件である。所有者は保存したい気持ちは同じでも、様々な事情を持っている場合が多い。また、活動はグループによることを原則としている。所有者や仲間と、どの様なやり方、活動であれば、お互いに協力関係を築くことができるのか、時間をかけ関係づくりをしていく事が求められる。風景を通した地域のコミュニティ活動の醸成が、まさに風景を守り、育て、つくる、風景づくりに繋がっていく。



図3 第1回地域風景資産 季節の野草に出会う小径 船橋小径の会活動風景

3.2 みどりと地域風景資産の親和性

第3回地域風景資産20件をその特徴や選定の背景について改めて確認し、みどり、歴史、区民活動・コミュニティ、空間特性、建物・工作物の5系統に分類してみる。公園や緑道、樹木や屋敷林、農地などの風景資産、16件がみどりに分類できる。重複もあるが、歴史に関するものが14件、区民活動・コミュニティに関するものが7件、空間特性に関するものが2件、建物・工作物が10件、となる。第3回地域風景資産の8割が、みどりに関する風景となっているのである。また、過去2回の選定を見ても、みどりに関する地域風景資産が多く存在する。

選定作業を通して、現地を確認したり、推薦人の想いを聞いていると、みどりを介した思い出や歴史、そこでのコミュニティ、人とのつながりなど、心の中にみどりと共にある風景が深く刻まれていることを実感した。またそれは、単に個人の記憶の範疇だけでなく、地域に根差して引き継がれてきたみどりにまつわる歴史に関する風景に繋がっており、区民が守り、育んでいく活動を、地域に広げていこうとする、“人の手”を通した保全の活動に繋がるものであった。

4. おわりに

これまで述べてきたように、世田谷区が住宅地として発展していく過程の中で、人々の暮らしに根差した農地や屋敷林、樹木などの身近なみどりが失われていく危機感が、その時々政策を動かし、新たな組織や事業、仕組みが生まれてきた。環境への関心の高まりを受けた1980年代を中心とした自然環境の保全の動き、2000年代のみどりの保全、創出、また風景の視点という総合的な施策事業の展開。どの時代においても、住宅地であることを基本に、一貫して“みどりの風景を次世代に引き継いでいく”という使命が根底にある。

今、私たちを取り巻く環境は、温暖化や異常気象、災害の激甚化などにみられるように、これまでの地域の環境という枠を超えて、グローバルな環境をより深刻に考えるべき時代になっている。また、技術の進歩はどこにいても快適な暮らしを約束したことで裏腹に、地域特性とかけ離れた暮らしを可能とし、画一的な風景を生み出してしまう事例が多くなっている。

今一度、世田谷区の歴史や文化などの地域特性を意識しながら、そこに暮らす区民と共に進める“みどりの風景づくり”を再確認する必要があるのかもしれない。

「保護」には、現状の状態を確保し続けるために、人工的な手を極力加えない意味合いが強く感じられるが、現代の都市環境下において、特にみどりに関しては、人が手を加えつつ、取り巻く環境の動きをとらえ、時々最適解を求めながら向き合い、考え、行動する「保全」の考えが大切なのだらうと考える。

風景づくり計画では、「風景づくり」とは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を、守

り、育て、つくることです。こうした風景づくりに取り組むことにより、みどりとみずに恵まれた良好な住宅都市として魅力や質をさらに高めていきます。」としている。

みどりの風景の魅力や質を高め、次世代に引き継いでいくには、取り巻く環境の変化をマイナスとしてのみ捉えず、様々な選択肢を模索しながら、人が関与し続ける必要性が一層高まっている。目の前の事象を直視することも大切だが、過去に学びながらも、将来の姿を想像、共有していかなければ、その先、共に歩むことはできない。「世田谷みどり 33」が目指す、豊かな生活環境の実現、人が繋ぐみどりの風景は、ダイレクトに経済的効果に表れにくいものではあるが、世田谷が住み続けたいと思えるまちであり続けるために、先人たちが長い年月をかけて培ってきた歴史や文化、様々な仕組みやその根底にある使命に、今一度想いをめぐらす必要があると感じる。

【文献リスト】

「世田谷区の将来」昭和 43 年 10 月世田谷区

「世田谷区基本計画昭和 54～63 年 福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷」昭和 54 年 4 月
東京都世田谷区

「世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度」2018（平成 30 年）4 月世田谷区

「風景づくり計画」平成 27 年 4 月世田谷区